

新型コロナウイルス感染症にかかる 入院共済金等のお支払いについて

JA共済では、令和2年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い（以下「みなし入院」）のお支払い対象者について、令和4年9月26日（月）より、以下のとおり見直します。

1 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯について

入院共済金等は、共済約款において「医師による治療が必要」であり、「自宅等での治療が困難」なため、「病院または診療所に入り」、「常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払対象とする旨、定めています。

令和2年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患され、病院または診療所への入院が必要な状態にも関わらず、病床の逼迫等の事情により入院することができない状況が発生したことを受け、JA共済では、組合員・利用者の「安心」と「満足」を提供するというJA共済事業の使命のもと、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養を余儀なくされた場合も、「入院」と同等に取り扱う特別取扱い（みなし入院）を開始いたしました。

2 「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日（月）以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、**重症化リスクの高い以下の方**とします。

● 重症化リスクの高い方 ●

65歳以上の方

入院を要する方

妊娠中の方

重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または
新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方

※令和4年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクにかかわらず、従前どおりのお取扱いといたします。

参考 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース	診断日*	
	9月25日以前	9月26日以降
入院された場合	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 特別取扱い（みなし入院）	重症化リスクの高い方	○ お支払対象
	上記以外の方	✗ お支払対象外

※検査日ではなく、診断日での判断となります。

3

今回の見直しの背景について

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲について、令和4年9月26日（月）以降は全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定されることが公表され、あわせて療養の考え方についても見直されることとなりました。

今回の政府による措置等を踏まえると、**重症化リスクの高い方以外（医師による発生届の対象とならない方）**については「常に医師の管理下において治療に専念する」状態との判断ができなくなることから、令和4年9月26日（月）以降の「みなし入院」のお支払い対象者について、見直すことといたしました*。

※今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

4

見直し後のご請求手続きについて

見直し後のご請求手続きにつきましては、「重症化リスクの高い方であること」の証明が必要となります。

詳しくは、お近くの窓口、JA共済相談受付センターまでご相談ください。

※お支払いには所定の要件があります。

新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載について

新型コロナウイルス感染症に関連したJA共済の取組みについては、JA共済ホームページに随時最新情報を掲載しております。

JA共済ホームページ

URL

<https://www.ja-kyosai.or.jp/>

QRコード



お問い合わせ先

詳しくは、ご契約のJA古川支店共済窓口へお問い合わせください。

東部支店	23-6521	西部支店	26-2511
南部支店	52-2211	北部支店	28-1121